

2025（令和7）年度 公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事業計画

I 基本方針

1. 運営の方針と理念

1993年2月に本会が発足し30年と1年が経過しました。記録によると、発足当時の滋賀県内の社会福祉士登録者数はわずか28名でした。そして今、会員数は600名を超えるまでになりました。多くの社会福祉士が本会に対して何かを求め、入会頂いているということをご心強く思います。

さて、我が国は人口と経済の縮小という大きな変化の時を迎えています。それにあわせるように多様性の尊重・地域共生社会の推進・持続可能な循環型社会などの新しい社会のあり方が謳われるようになりました。

しかしながら、こういった社会を実現するために必要となる社会の基盤は脆弱になっており、地域共生社会の実現を目指すソーシャルワーカー専門職には、高度な専門性を求められています。こういった社会からの要請に応えていくことの出来るソーシャルワーカー専門職団体であるために、下記の重点項目を掲げます。

1. 相談機能の充実・強化を目的とした体制整備
2. 倫理綱領・行動規範の普遍的・統合的な活用
3. 委員長等への手当の支給、ボランティアへのクーポンの検討
4. 生涯研修及び各種研修会を通じた社会福祉士の資質向上
5. 会員をサポートするためのスーパーバイズや交流の機会の促進
6. 広報啓発・表明・会議への参画など、情報や意見の発信
7. 災害などの緊急事態における相談機能および会員活動支援維持の取り組み

2. 組織体制

委員会・事業部会の再編

委員会名称	所掌事務
権利擁護センターぱあとなあ滋賀	権利擁護センターぱあとなあ滋賀の運営
生涯研修センター運営委員会	基礎研修の実施
	基礎研修以外の研修・認定研修の実施
共生社会推進委員会	ソーシャルワーカー3団体連携・ソーシャルワーカーデー・他団体連携

次ページに続く

委員会名称	所掌事務
子ども家庭福祉委員会	子ども家庭福祉・こども若者ケアラー研修
広報委員会	広報発行・ホームページ運営・SNS 管理・魅力発信関連事業
災害対策支援委員会	災害対策・災害支援・BCP
司法福祉委員会	事業所等相談アドバイス事業・更生支援計画
社会福祉士養成支援委員会	国家試験対策・社会福祉士養成校・新会員支援
福祉サービス評価委員会	第三者評価・外部評価
虐待対応支援委員会	虐待対応支援ネット・虐待防止の取り組み
支援者支援委員会	包括的相談支援・スーパーバイズ・研修講師派遣
事務局	事務局運営

3. 委員長等への手当（報酬）の支給およびクーポン・ポイントの導入検討

現在の事業の多くが、かつて有志により始められた独自事業を継続するなかで、発展してきたものです。さらに、社会福祉士の信頼が高まるとともに、毎年何らかの委託事業を受託するに至っています。

事業の規模と分野の拡大に伴い、委員会を統括する委員長等の実務的な負担も大きくなっていることから、その実務の負担に応じて手当（報酬）を支払います。

また、無償で事業運営にあたっている会員も多く、そういった活動を見える化するともに活性化を図り、会員を支えることを目的とした、クーポンあるいはポイントの発行・運用を検討します。

II 事業計画

【公益事業】

1. 社会福祉の援助を必要とする滋賀県民への生活と権利擁護に関する事業

（1）権利擁護センターぱあとなあ滋賀の充実・強化

「権利擁護センターぱあとなあ滋賀」（以下、「ぱあとなあ滋賀」と略記）は、滋賀県社会福祉士の権利擁護に関する活動を担う部門として、様々な県内の権利擁護に関する相談援助の実践を行っています。具体的には①成年後見活動、②滋賀県下各市町で定期開催される「なんでも相談会」への会員派遣や、権利擁護の専門相談、③「県民のための成年後見制度活用セミナー」の開催や講演等の啓発活動、④権利擁護に係る他職種団体や家庭裁判

所、行政機関との連携・協働活動等に取り組んでいます。

しかしながら、制度を利用する必要のある高齢者や障がい者が多数存在するにも関わらず、福祉関係者にも仕組みや活用方法が未だ十分認識されていない状況があります。

一方、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法施行に伴う行政の虐待対応として、本人財産の保護や権利の代弁機能等権利擁護のために成年後見制度の需要が増加しています。

そして、成年後見制度利用促進法施行に基づく成年後見制度利用促進基本計画が各市町(圏域)で作成され、中核機関の設置が進みました。

こうした中、ぱあとなあ滋賀は、専門職後見人団体として、中核機関や利用促進協議会、地域連携ネットワークへの参画とともに、ご本人の意思決定支援の実践のため、知見を深め、より積極的に議論を重ねていきます。

2022年度に改正された定款及び運営規則に基づき、ぱあとなあ滋賀の活動体制の整備を進めていき、増加する会員が研鑽し続けられる環境の保障と交流の参加を促すために各圏域のブロック活動の充実を進めていきます。

これらの事業を通し、高齢者や障がい者が自らの権利を守り、行使できる基盤づくりに寄与します。

① 組織体制の充実と受任者の質の向上への取り組み

2024年2月報告時点で、ぱあとなあ滋賀名簿登録会員は計154名。後見345件、保佐200件、補助63件、任意後見5件、あわせて613件を受任しています。ぱあとなあ滋賀の運営については、原則毎月1回の運営委員会とブロック別例会(県下6ブロック)を開催いたします。

成年後見制度の利用者数は増加していますが、潜在ニーズに比べて利用者数はまだ低いと思われます。また、各圏域において、中核機関を中心として、制度利用者と担い手とのマッチングをして受任者を決めていく受任調整の仕組みの整備が進んでおり、各圏域の中核機関とのより強い連携を行う必要性があります。

さらに、昨年度同様、成年後見制度の担い手不足を鑑み、引き続き成年後見人材育成研修の実施を予定しております。

上記のことを、運営委員会を中心に部会編成も含めて協議して進めて参ります。

ア 関係規程等の見直し

ぱあとなあ滋賀では、運営委員会を通じて、会員にとってわかりやすい運営を目指して、ぱあとなあ滋賀に関する各種規程等の見直しを行ってきました。これまで実施してきた運営に関すること、定期活動報告書のチェックに関すること等に加え、2022年度より始まった名簿登録更新研修を引き続き行ってまいります。

また、従前より会員に負担頂いている「ぱあとなあ滋賀事務手数料」について、適正に活用されるよう、より充実した運営体制を目指します。

イ 人材の登用と育成

ぱあとなあ滋賀運営への積極的な参画環境を整え、人材の登用と育成を図ります。

2024年度は成年後見人名簿登録研修を開催して20名の会員が名簿登録研修を終了しました。これではあとなあ滋賀会員数は163名となります。また、今後増加していく地域の後見のニーズに対応していくため、関係規程等集約し各会員に配布し共有化を進めより質の高い後見活動を進めます。これに従って、後見実務経験の浅い会員や、後見事務遂行に不安を持つ会員のサポート体制の構築が非常に重要となります。

この点については、推薦案件の処理や、初めて後見を受ける新規会員のフォロー、新規会員のニーズ把握の部分は従前のおり各地区の運営委員が中心に担い、会員の知識や実務能力の向上のための研修については研修部会により年間研修計画を策定し、実行する予定です。

ウ ブロックの体制強化と活動の充実

会員数の増加に伴い2021年度より例会については、ブロック毎に開催しております。これによりブロック毎で日頃の成年後見活動のフォローアップや事例の検討、またその時々に応じた研修研鑽を行えるようになり、益々活動が充実しています。今後は一層の体制強化を運営委員会としてもバックアップしていこうと考えています。

エ 研修活動の充実・強化

ぱあとなあ滋賀会員が社会福祉士としてその倫理綱領、行動規範を基に成年後見活動が行なわれるよう研鑽を深め、知識と技術の習得を重ねられるよう、年間を通して研修の場を企画します。

i 研修企画会議

- ・研修の企画運営のための打合せ
- ・更新研修（必須研修）開催のための打合せ

ii スキルアップ研修

- ・テーマを絞り、会員の研鑽に務めます

iii 成年後見人材育成研修と名簿登録研修の開催

・今年度は県内における成年後見制度の担い手不足を鑑み、ぱあとなあ滋賀にて成年後見人材育成研修と名簿登録研修の開催を予定しています。この研修により、ぱあとなあ滋賀会員の更なる人材の登用、育成を計っていこうと準備を進めています。

オ 苦情対応の仕組みの充実

ぱあとなあ滋賀会員の後見事務に対する苦情案件に関しては、滋賀県社会福祉士会懲戒規則に基づき、ぱあとなあ滋賀運営委員長を筆頭に、当該ブロック運営委員が調査等の対応にあたります。そして、調査等の対応の結果、苦情案件の状況によっては、外部委員（弁護士）を委員長とした綱紀委員会を設置して対応することとなります。今年度も、規則に基づき適切な対応をすすめ、クライアントの権利擁護体制を確立していきます。

カ 関係機関との連携

2025年度も引き続き家庭裁判所裁判官や書記官と滋賀弁護士会、リーガルサポート滋賀支部、ぱあとなあ滋賀の三士会とが協議の場を持ち、定期的に懇談しながら主に成年後見制度利用促進計画や後見業務に関する課題等を話し合い、連携を密にします。

また、県内の各中核機関や利用促進協議会や、高齢者・障がい者を対象とした「なんでも相談会」に対し、ぱあとなあ滋賀会員の積極的な参画を進める予定です。

キ 未成年後見への検討

社会的養護を必要とする未成年への支援に関する状況についての情報収集に努め、県をはじめ関係機関と連携しながら、調査研究を行い、検討を重ねていきます。

ク その他研究会等有志の活動促進

その他、ぱあとなあ滋賀会員の自己研鑽の機会を作り、ぱあとなあ滋賀会員以外の会員へも学びの場の提供を行います。

② 県民講座の実施

「県民のための成年後見制度活用セミナー」の開催

<実施内容> 年1回 県内1ヶ所

今年度も、県民講座の実施について、県民セミナー企画部会を設置し、講座内容や広報等を含め、計画的な実施ができるよう取り組みます。

(2) 高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動

I. 虐待対応支援委員会の設置

主に高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動を担当する委員会として虐待対応支援委員会を設置します。専門職チームの活動を中核として、他の委員会や関係機関とも連携して、虐待に関する研修や啓発の取り組みなど、虐待の防止に関する取り組みをすすめます。

II. 高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動

「高齢者・障害者虐待対応支援ネット」は、市町において適切に虐待対応ができる仕組みの確立を目指して活動しています。

2009年9月以降、滋賀弁護士会とともに設置、要請のあった市町と契約を締結し、虐待対応ケース会議での相談対応など高齢者に対する権利擁護事業に対して支援を行ってきました。また、2012年10月施行された障害者虐待防止法に対応するため、市町からの要請に応えるべく、専門職チームとしての専門性の研鑽をはじめ、県や市町に対して支援ネットを活用した権利擁護体制整備の必要性の広報、研修会等へのアドバイザーの派遣など、支援体制の強化等にも取り組んできました。

近年、高齢者・障がい者虐待に関する社会の意識の高まりとともに、今後も相談通報件数

の増加が予想されます。行政への助言には更なる専門性が求められることから、委員の資質の更なる向上に努め、専門職の役割や活用が広がるよう努めます。

① ケース会議等への派遣

・10市の契約市町からの依頼により委員を派遣し、虐待対応ケースの助言を行います

【2025年度の市町との派遣契約先予定一覧表（2024年度契約実績に基づく）】

契約先市町	対象	
	高齢者	障がい者

米原市	○	○
栗東市	○	○
草津市	○	○
野洲市	○	○
守山市	○	○
高島市	○	○
近江八幡市	○	○
長浜市	○	○
湖南市	○	○
甲賀市	○	○

② 定例会の開催

運営上の課題等についての協議や情報共有を行うための定例会を開催します（年6回予定）。

③ 運営委員会の開催

社会福祉士会の運営委員が専門職チームにおける社会福祉士としての課題解決に向けた協議を行います（年6回予定）。

④ 研修会・事例検討会等の開催

自治体への助言の質の向上に向けたチーム全体のスキルアップを目的とした研修を開催します（年3回）。

⑤ 助言についての検証

市町への派遣後の振り返りを目的とした検証会を定期的で開催し、社会福祉士としておさえておくべき点などの確認を行います（年3回）。

(3) 子ども家庭福祉に関わる社会福祉士の連携を継続できる基盤づくり

子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益をはかることのできる社会福祉士としての力量、資質を向上するための活動を行います。これらを具現化するために会員相互のネットワークを構築し、さらに有機的な連携、またそれぞれの支援現場での活動につなげられるような相

互研鑽ができるような活動を行います。2023年4月の「こども基本法」や「こども大綱」の整備から2年が経ちましたが、支援が行き届かない子どもや家庭、困難さを有する子ども若者への支援を届けていけるために多種多様な領域、官民間わないネットワークができることを社会福祉士会としても目指していきたいと思えます。あらゆる子どもや家庭を取り残さない連携や協働による支援活動を促進していきます。

【事業概要】

① 研修会の開催(年間2回程度)

事例検討を含めた研修会を開催します。児童の領域に限らず、他分野、他職種の対人援助職などと繋がる場作りとしても機能するような研修会を開催します。

② 企画運営および子ども家庭福祉推進に関する会議

1、子ども家庭福祉に関する研修会の企画

2、子どもに関する社会的な課題、実情についての話題提供および実践する社会福祉士からの情報提供

3、スクールソーシャルワーカーに関する実態調査や研究

③ 子ども若者ケアラー支援関係機関職員研修(滋賀県委託事業)

今年度も引き続き、子ども若者ケアラー支援関係者に対する研修会を滋賀県の委託事業として実施します。実施にあたり子ども若者ケアラー支援にかかる法的知識や事例から学ぶ場、先進自治体における取り組みなどを学ぶ機会の情報発信や会員自らの積極的な学びや実践への関与を推進し、他領域の会員や会員外のあらゆる支援関係者との協働の機会をつくります。また、現在、県内で広がる民間団体による若者の居場所等を支援関係者が知ることができる研修会を開催します。

なお、当研修会の広報については昨年度より支援関係事業者へのチラシ配布、また広報委員会の協力を得ながら、SNS を活用し広く周知してまいりましたが、さらにより多くの支援関係者等に周知ができるよう研修方法の工夫に加え、滋賀県と協働して広報をさらに強化し、実施いたします。

(4) 更生保護・司法との連携、触法・被疑者となったしょうがい者・高齢者の支援に関する事業

① 司法福祉委員会の設置

本会はこれまで事業所等相談アドバイス事業を中核として、認知症やしょうがいによって触法行為に及んだ方々を支援する取り組みを行ってきました。同様に司法と福祉との連携を図る取り組みをすすめる基盤として、司法福祉委員会を設置します。

② 事業所等相談アドバイス事業の実施

非行や犯罪行為に至った人たちのほとんどが、貧困や疾病、嗜癖、障がい、被虐待歴などの厳しい生育環境からくる後遺症、孤独など、様々な生きづらさを抱えています。立ち直りたくても自分ではどうにもならないほど、抱える課題が複層し、複雑化しています。

そのため地域で支援する人たちにとって、生活支援や就労支援のみではうまくいかず、支援に行き詰まり、相談するところもないままに疲弊している現状があります。

こうした家族や支援者にとって、専門的な助言を受け、場合によっては専門的アプローチを行える機関があると、今より安心して支援が継続できると思われれます。

滋賀県再犯防止推進計画の一環として、社会福祉士会が事務局を担い、県行政や専門家チーム（ＡＳＢ：「反社会的行動を伴った障がい者」に対する地域支援検討委員会）と連携し、地域で犯罪行為歴のある人を支援している人への「支援者支援」を行います。

【事業概要】

- ・相談受付・アドバイス事業
- ・困難事例検討委員会（ＡＳＢと共同開催）
- ・寄り添いアドバイス事業（検討後のフォロー等）
- ・研修会（ＡＳＢに外部委託）
- ・小冊子「警察にお世話になりそうな人からなった人まで ～刑事司法にかかわる福祉支援者のためのハンドブック～」の増刷予定

③ 更生支援計画の作成や地域での支援に向けた体制整備

弁護士会と連携し、認知症や障がいなどにより、司法手続きにおいて困難のある人を支えるために、更生支援計画の作成や、地域での支援を応援できる社会福祉士の養成を行います。

2. 社会福祉の知識の普及・啓発・調査研究、社会福祉士の職務に関する知識・技術の向上、倫理及び資質の向上、養成支援、災害対策等

（1）県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及

県民に対して社会福祉に関する知識や技術に関する普及・啓発の機会を設けるとともに、ソーシャルワーカーやソーシャルワーク実践の広報、周知に努めます。【事業概要】

①県民向け公開講座の開催（再掲）

<実施内容> 年1回 県内1ヶ所

②ソーシャルワーカーデイの開催

滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会と共催で社会福祉に関する知識及びソーシャルワーカーの実践に係る広報・宣伝を図る事業を実施します。

③社会福祉援助技術に関する研修会の開催

社会福祉に関する的確な情報の提供や相談に応じるとともに、講師派遣を行います。

(2) 災害対策支援委員会の活動推進

県内各福祉関係団体とともに大規模災害発生時、当会のネットワークや会員のエンパワメントを活かした活動を行うことを目的とします。県内各福祉関係団体との連携を強化し、災害（受援・支援など）に備えた活動の協議を行っていきます。滋賀県災害派遣福祉チームDWA T（Disaster Welfare Assistance Team）のチーム員養成への取り組みを、行政や他団体と協力して行っていきます。

【事業概要】

滋賀県災害派遣福祉チームDWA Tにかかる意見交換や災害時の要配慮者支援ネットワークの会議等が、行政や各団体と行われており、運営要綱や協定書、マニュアル作成等も進められています。大規模災害等の発生に備え、引き続き行政や各団体と協働して活動できるよう、滋賀県社会福祉士会としてのマニュアル整備や登録フォームなどの形づくりを協議し、滋賀県DWA T養成研修への参加の呼びかけを行っていきます。また、日本社会福祉士会や近隣県士会が定めるガイドライン等と整合を図りながら、滋賀県社会福祉士会としてのガイドラインを整備し、会員の緊急連絡や安否確認等の連絡ツールの協議を進めていきます。

2025年度においては、まず下記を主な協議事項として、委員会活動等の取り組みを進めていきます。

- ① 滋賀県社会福祉士会の災害時対応ガイドラインの整備
- ② 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）チーム員養成研修への会員の派遣強化
- ③ 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）チーム員登録者拡大のための県士会として研修会の実施
- ④ 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）チーム員活動マニュアルの運用に向けて、滋賀県や関係団体等との連携及び提言
- ⑤ 登録者名簿、緊急連絡網等の活用ツールの協議・検討
- ⑥ 能登半島地震被災者見守り相談支援事業への協力

(3) 社会福祉および社会福祉士に関する調査研究

①共生社会推進委員会の活動推進

社会福祉の幅広く多様な分野、領域で実践をしている会員の研鑽と、会員同士の実践共有と学び合いを推進し、必要に応じて課題提起や発信を行います。

ア 領域・分野別学習会の開催

高齢者、障がい児・者、子ども家庭、生活困窮者等のソーシャルワークの対象となる領域や各分野の課題に関する学習会を開催します

イ 「社会福祉士実践交流会」の開催

社会福祉士会の会員同士の実践から学び合い、交流する「社会福祉士実践交流会」を開催します

ウ ソーシャルワーク実践からの発信活動

滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会、滋賀県社会福祉士会の滋賀県内ソーシャルワーカー3団体の合同学習会及び広く関係者を対象としてソーシャルワーク実践からの情報発信を行います

②滋賀県社会福祉施策検討委員会（旧：社会福祉関係団体予算対策協議会）への参画

本会の事業・活動、会員のソーシャルワーク実践を通して把握した福祉課題への対応をすすめるために、社会福祉施策検討委員会（事務局：滋賀県社会福祉協議会）に参画して施策提言を行います

③傍楽体験事業の実施

「コミュニケーションが苦手」「働くことに不安がある」など働きたいけれど不安を感じておられる方々が、はじめの一步を踏み出せるきっかけにつなげていくことを目的に、毎月第2木曜日発行の事務局通信の封入・発送作業等を通じて、「小さな働く場」づくりに取り組みます。

(4) 社会福祉士の養成支援（社会福祉士養成支援委員会）

①社会福祉士養成支援委員会の活動推進

社会福祉士養成支援委員会を設置し、社会福祉士国家試験を受験する人に対し、計画的な学習支援を行います。また、新カリキュラムにおける現場実習に対応した、より質の高い実習が実施できるよう、社会福祉士実習指導者講習会を開催します。

ア 社会福祉士国家試験受験対策講座の実施

イ 社会福祉士全国统一模擬試験の実施

ウ 社会福祉士実習指導者講習会（養成およびフォローアップ）の実施

エ 近畿ブロック会議への参加

- ・近畿ブロック受験対策講座の担当者会議・実習班会議

②新入会会員や福祉分野での経験の浅い福祉職員へのサポート

社会福祉士国家試験のカリキュラムや出題内容の変更により、国家試験においては基礎的な知識を重視する内容へと変わってきました。それに伴い、職能団体である社会福祉士会には、資格取得者へのサポートや教育を行う役割がより求められるようになりました。

これまで実施してきた受験対策講座や実習指導者講習の実績をもとに、新しく社会福祉士資格を取得し入会した新しい会員をサポートする機会を設けます。

(5) 支援者支援の取り組み

①支援者支援委員会の設置

包括的相談支援従事者サポート事業により県内の福祉支援者に対する支援者支援を行ってきました。また、会員に対してスーパーバイズの体制を整えてきました。

社会福祉士に期待される役割が大きくなり、実践に伴う負担も大きくなっていることから、会員を支える仕組みづくり、会員が支え合う取り組みの一層の展開をはかるため、支援者支援委員会として再編します。

②包括的相談支援従事者サポート事業の実施（滋賀県委託事業）

この事業は滋賀県からの委託事業であり、県の重層的支援体制整備に向けた取り組みの中に位置づけられています。本会の受託名称および内容は「相談者へのサポート事業(名称変更予定)」で、複雑で複合的な課題をもつ人の支援者に対し、寄り添い、ともに考え、支える「支援者支援」を行うとともに、知識・スキルの向上のための研修を実施するものです。多様で複雑な課題を持つ人への支援を継続させるためには支援者である「キーパーソン」の存在が重要ですが、ともすれば孤立や疲弊により支援継続が困難になる状況が起こり得ます。こうした様々な職種・分野の「キーパーソン」に対し、寄り添い共に考える「支援者支援」を行います。

本会のサポート事業の対象者である支援者である「キーパーソン」は重層的支援体制整備事業を実施されている区域の方だけが対象ではありませんが、県内市町でも新たに重層的支援体制整備や、準備体制を整えられるなど、取り組みの強化が進められています。このため各支援者についても相談機能の充実とより高い専門性が求められるようになります。相談支援者のサポート事業の役割がより求められるものとなると考えられるため、相談体制の充実が求められます。引き続き、様々な分野にわたり活躍している会員皆様の力を生かして、事業展開をしっかりとできる仕組み作りを進めます。

③スーパービジョン体制の整備

- ・スーパービジョン体制の構築に向けて、スーパーバイザー養成を行います
- ・スーパーバイザー養成研修（日本社会福祉士会主催）の開催時の受講対象者への周知・申込支援等、増加すると予測される受講者の支援を行います
- ・認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の取得や更新目的にとどまらず、本会会員の資質向

上を目的に、スーパーバイザーとスーパーバイザーのマッチングを中心としたサポートを本会が行うことにより、会員がスーパービジョンに取り組みやすい仕組みを整備します。

(6) 倫理綱領違反・ハラスメントを起こさない仕組みづくり

社会福祉士の倫理綱領には、クライアントに対する倫理責任はもちろんのこと、組織・職場、社会に対する倫理責任、専門職としての倫理責任について述べられています。行動規範には具体的な行動について明記されています。

総会や研修などさまざまな機会において、倫理綱領や行動規範について考えたり話したりする時間を設けるなど、倫理綱領違反やハラスメントを未然に防ぐ取り組みをします。

【収益事業】

1. 社会福祉事業のサービス評価

(1) 福祉サービス評価委員会の設置

これまで滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業への参画や、認知症高齢者グループホームの外部評価に継続的に取り組んできました。福祉サービスの質の向上を図る観点からも重要な事業であり、安定的に事業運営を行うために福祉サービス評価委員会を設置します。

(2) 滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業への参画

滋賀県が2000年から取り組んでいる「滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としています。

本会も2017年12月に滋賀県第三者評価機関の認証を取得し、県内の福祉サービス事業所（介護事業所・障がい福祉事業所・保育園等）を対象とした福祉サービス第三者評価事業に取り組めます。

①第三者評価受審実績に向けた取り組み

ア 県内、介護事業法人、障害福祉事業法人、保育園等へ第三者評価事業の案内パンフレットを配布し、1件でも多くの第三者評価の受審実績を確保する

イ 社会福祉士会会員が所属する法人等への直接の受審依頼の協力を得る

ウ 第三者評価調査員養成研修を受講した調査員の人数確保を図る

(3) 認知症高齢者グループホームの外部評価の実施について（第三者評価委員会の活動の充実・強化）

2005年度から認知症高齢者グループホームの外部評価機関として滋賀県の認証を受けて調査・公表を実施してきました。本会が行う外部評価は、「福祉の専門職」である本会会員が調査員となり、利用者の方、ご家族の安心と満足、心地よさ、快適さの向上を図るため、更によりよいサービスを提供するにはどうしたらよいか、各事業者の関係者と一緒に考えることを大切にしています。

地域密着サービスが、地域に開かれた質の高いものとなることを願い、調査員の質の向上はもとより、外部評価機関としての質の向上を高めていくため、専門家や他機関とも連携して活動を行います。

- ① 第三者評価機関・調査員の資質の向上に向けた取り組み
 - ア 第三者評価委員会の定期開催 年6回（奇数月の第3土曜日）
 - イ 第三者評価委員会において情報交換及び研修の実施
 - ウ 県主催の調査員養成研修及びフォローアップ研修への参加者の拡大

- ② 県内地域密着型サービス事業所への周知
 - ア 既存事業所に対する活動（外部評価）
 - ・過去に評価した事業所や2年目となった事業所等を重点的に行う
 - イ 新規受託した事業所に対する周知 事前に事業所を訪問し説明会を行う

【その他の事業】（相互扶助等事業）

1. 社会福祉士の知識・技術および倫理・資質の向上

（1）滋賀県生涯研修センターの充実

①生涯研修センター運営委員会の体制強化

生涯研修センター運営委員会の体制を強化し、基礎研修をはじめ、他の委員会とも連携し様々な研修を企画・実施していきます。

②基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実施

日本社会福祉士会生涯研修制度に則った基礎研修を行います。多くの会員が運営に参加することで、基礎研修の場を、学びあいの場、学び直し場、連携構築の場とします。

③専門研修開催の検討

他府県の社会福祉士会からの情報収集の下、認定機構へ科目認定申請を行い、滋賀県独自の認証研修の検討を行います

④近畿ブロック研修担当者会議、全国生涯研修委員会議への会員派遣

近畿ブロックや全国で開催される担当者会議に出席し、全国や他府県の動向を反映したセンターの運営を図ります。

（2）多様な会員研修の実施

①Eラーニングの導入

日本社会福祉士会の E ラーニングに団体加入することで、会員が多様なコンテンツを無料で視聴出来る環境を整えます。

②オンライン機器の貸し出し

ZOOM を実装したオンライン機器を活用することで、移動困難や地理的な制約、家庭の事情により、集合型の研修に参加し難い会員に対し、オンラインで研修を聴講出来るようにします。

また、オンライン機器を貸し出すことで、各ブロックでの研修に活用出来るようにします。

2. 社会福祉専門団体・行政・社会福祉士養成校協議会等との連携

(1) ソーシャルワーカー団体の連携推進

①3団体合同会議の開催・参加

滋賀県社会福祉士会、滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会のソーシャルワーカー3団体の合同会議の開催、参加による活動の連携を推進します。

②ソーシャルワーカー3団体合同研修会の開催（再掲）

開催時期 （未定）

(2) ソーシャルワーカーデーの取り組み（再掲）

ソーシャルワーカーが社会福祉の支援を必要とする人びとの生活を護り、すべての人が尊厳を保持し自分らしく安心して生きることが出来る社会の実現をめざして行動する決意と宣言である「ソーシャルワーカーデー宣言」（2009年7月20日）に基づき、ソーシャルワーカーの実践の推進と普及を図るための活動を関係団体と連携して実施します。

(3) 行政・他団体・機関等との協力・連携

行政・他団体・他機関等との協力・連携を図るため、各種の審査会や協議会等の委員として会員を推薦します。

【滋賀県関係】

1. 滋賀県社会福祉審議会委員
2. 滋賀県介護保険審査会委員
3. 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会委員
4. 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員
5. 滋賀県ケース・マネジメント・アドバイザー事業委員会委員
6. 滋賀県介護職員育成・確保対策連絡協議会委員
7. 滋賀県介護の魅力等発信部会委員
8. 滋賀県介護のしごと魅力発信事業 連絡調整会議委員

9. しが介護の職場合同入職式実行委員会委員
10. 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
11. 滋賀県いじめ再調査委員会委員
12. 滋賀県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会委員
13. 滋賀県地域養護推進協議会構成員
14. 滋賀県権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会委員
15. 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会図書等審査部会

【滋賀県社会福祉協議会関係】

16. 滋賀県社会福祉施策検討委員会委員
17. 滋賀県社会福祉協議会評議員
18. 滋賀県社会福祉協議会事業に関する苦情対応における第三者委員
19. 滋賀県運営適正化委員会委員
20. 滋賀県契約締結審査会委員
21. 滋賀県介護・福祉人材センター運営委員
22. 滋賀県社会福祉学会実行委員・推進委員
23. メンター育成支援員
地域福祉権利事業あり方検討プロジェクト

【滋賀県立リハビリテーションセンター関係】

24. 滋賀県立リハビリテーションセンター総合リハビリテーション推進会議委員
25. 滋賀県立リハビリテーションセンター教育研修事業推進部会委員
26. 滋賀県多職種連携学会大会実行委員会委員

【滋賀県地域定着支援センター関係】

27. 滋賀県地域定着支援センター調査委員会委員
28. 滋賀県地域定着支援センター事業推進委員会委員
令和5年度地域定着促進事業司法福祉アセスメント委員会委員

【市町関係】

29. 大津市教育委員会いじめ問題対策委員会委員
30. 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員
31. 大津市子ども養育支援ネットワーク連絡会委員
32. 大津市権利擁護サポートセンター運営委員
大津市成年後見・権利擁護支援センター支援地域連携ネットワーク協議会
33. 高島市地域包括支援センター運営協議会委員
34. 高島市障害支援区分認定審査会委員

35. 高島市社会福祉協議会第三者委員
高島市権利擁護個別支援会議委員
高島市権利擁護ネットワーク会議委員
36. 草津市認知症施策推進会議委員
37. 草津市個別ケア会議委員
草津市立いじめ問題調査委員会委員
38. 守山市障害支援区分認定審査会委員
39. 守山市地域ケア個別会議委員
40. 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会委員
41. 栗東市いじめ問題調査委員会委員
42. 栗東市介護給付適正化例外給付検討会委員
43. 野洲市個別地域ケア会議Ⅱ
44. 近江八幡市いじめ問題専門委員会委員
45. 東近江市介護保険運営協議会委員
46. 甲賀地域成年後見制度利用促進計画策定委員
47. 甲賀圏域権利擁護支援推進協議会委員
48. 彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会委員
49. 彦根市社会福祉協議会法人後見運営委員
50. 彦根市権利擁護サポートセンターおよび後見事業運営委員会委員
51. 彦根市いじめ問題調査委員会委員
52. 彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会委員
53. 米原市権利擁護センター運営委員
54. 米原市地域包括支援センター運営協議会委員
55. 米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議委員
56. 長浜市介護認定審査会委員
57. 長浜市高齢者虐待対応評価会議委員
58. 長浜市高齢者虐待防止ネットワーク協議会委員
59. 長浜市地域包括支援センター運営協議会委員
60. 長浜市高齢者保健福祉審議会委員
61. 長浜市成年後見・権利擁護関係者協議会委員
長浜市成年後見・権利擁護センター受任調整会議委員
62. 長浜市地域連携ネットワーク会議委員
63. 日野町学校・子どもいじめ問題対策委員
64. 甲良町第2期地域福祉計画策定委員会委員
京都市いじめ問題調査委員会

【関係団体・機関関係】

65. あさがお市民の参画による成年後見活動のあり方検討委員
66. 成年後見センターもだま運営適正化委員会委員
67. 成年後見センターもだま理事
68. 社会を明るくする運動推進委員
69. 司法福祉アセスメント委員会オブザーバー
70. 無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会委員
家事関係機関との連絡協議会委員
受任候補者調整等検討委員会委員

3. 広報委員会の活動の取組み

ホームページ（オフィシャルブログ・会員専用ページ含む）、SNS（Instagram・x等）、広報誌を用い、本会の活動や社会福祉士（専門職）の実践などを、広く県民や関係機関等に対して周知・啓発を行うとともに、会員間での有益な情報の提供や共有を図ります。

【事業概要】

①広報委員会の体制の充実

社会福祉士の地道な実践や先進的な取り組みについて、幅広く把握し、的確に情報収集することが求められます。また、周知・啓発においては、内容に適した媒体を用い、魅力のある手法を取り入れる必要があることから、多くの会員の参画による委員会体制の充実を図ります。

②広報誌「はーと・めーる」の発行

取材から編集に至る過程も、会員間の情報交換ととらえ、充実を図ります。全会員への配布に加え、県内各機関へ送付し、本会および社会福祉士の活動の周知を図ります。

③ホームページ、SNSの管理運営および更新

電子媒体の特徴を活かして、研修やブロック活動の周知、会員との呼応など、ホームページ（オフィシャルブログ・会員専用ページ含む）、SNS（Instagram・X等）の管理・運用を図ります。

4. 魅力発信・新規入会の働きかけ

30歳未満の社会福祉士有資格者の入会を促進するために、2022年度から全国都道府県社会福祉士会で入会金と初年度の会費を免除することになりました。

本会においても、会費に関する規程を改正してこれに取り組み、広く周知を図り入会促進を図っています。会員の理念に基づいた実践のための、学びの場そして支え合いの場であることを明確にしていきます。

併せて、本会の活動の紹介や入会呼びかけのメッセージの入ったパンフレット等を活用し、あらゆる機会をとらえ、本会活動の周知を図ります。

5. 地域単位の組織化・会員相互の交流の推進

I ブロック活動の推進

活動の一層の活性化を図るため、福祉圏域を単位とするブロック活動、世代や職域を基盤とした活動や、ブロックや世代・職域を横断した会員相互の交流の推進を図ります。

これらの活動を支援することで、会員がその実践において困難を抱えたとき、身近な会員に相談しやすい関係づくりを促進します。

II ICT機器を用いた会員相互の交流の推進

オンライン会議システムを委員会に貸し出すことで、各地で開催されている研修の配信や、会議や交流会への導入など、移動困難や地理的な事情等により現地参加の難しい会員への参加の機会を増やします。

また、希望する会員が参加出来る、会員専用オンラインコミュニティ（会員専用チャット）を開設し、質問や情報提供を共有出来るようにします。

6. 基金の運営

これからも増大する県民の社会福祉に関するニーズに的確に応え、会の発展と将来に向けて、利便性の高い、情報管理等のセキュリティにも配慮した長期的活動の基盤機能を備えた事務所の継続的な確保とともに、成年後見活動において、より適切な後見活動が行えるような体制整備を検討する必要があることから、各会員からの寄付による2つの基金を設置しています。

① 事務所整備基金

事務所の整備のために、各会員の判断による寄付により創設する基金で、各会員からの寄付申し出により積み立てます。社会福祉および本会を取り巻く環境の変化に合わせて、本会の目的を達成するために活用していきます

② ぱあとなあ基金

本基金は「成年後見センターぱあとなあ滋賀（当時）」の成年後見活動における報酬が付与されない事例に対する会員活動費の補填や法人後見実施のために創設された基金です。その後、成年後見人に対する報酬助成制度の整備が進むとともに、ぱあとなあは「権利擁護センターぱあとなあ滋賀」として、より広く権利擁護に関する役割を求められるようになっていきます。今後のぱあとなあの事業展開に合わせて活用していきます。

7. 事務局体制の整備・充実

事務局は公益社団法人の「要」です。会員数の増加に伴い、事務局員の働き方等、社会

情勢に応じた規定等の見直しの検討を継続して行うとともに、会員の主体的な参加と協働をサポートする事務局運営を促進します。

- ① 安定した事務局職員体制の維持を目指した業務効率化
- ② 公益社団法人としての事務処理体制の確立
- ③ 事務局通信の発行（毎月）

8. 公益社団法人日本社会福祉士会との連携事項

- ① 正会員としての参画（6月総会、9月会長会議、3月臨時総会）
- ② 各種委員会活動への参画
- ③ 一部事務委託
- ④ 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会島根大会への参加促進
- ⑤ 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会滋賀大会開催に向けた検討

以上